

新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響により、売上が減少する中、継続して事業されている市内の中小企業者等に対し、経営の安定化を図るための応援金を交付します。

交付対象者

- ① 中小企業者等であること。(小規模事業者を含む。)
- ② 大分県地域公共交通燃料高騰緊急支援事業の対象事業者でないこと。
(乗合バス事業者、タクシー事業者)
- ③ 中津市貨物運送事業者等支援金の対象事業者でないこと。
(貨物自動車運送事業者、自動車運転代行業者)
- ④ 中津市内に本社等、その他事業拠点となる事業所を有し、当該事業所等において事業を営んでいること。
- ⑤ 令和4年7月から12月のうち連続した2ヶ月の売上合計が令和3年/令和2年/令和元年のうち選択した年の同2ヶ月間の売上合計比で**40%以上減少**していること。
- ⑥ 応援金の交付を受けた後も事業を継続する意思があること。

中津市ホームページ
(応援金)



応援金交付額

令和3年/令和2年/令和元年のうち選択した年の確定申告書における水道光熱費の**3分の1以内**

応援金上限：法人 **20万円**、個人 **10万円**

交付手続きの流れ

①

応援金交付申請【必要書類】

※申請は1事業者につき1回まで

- 中津市内に本社等、その他事業拠点となる事業所を有し、当該事業所において事業を営んでいることが確認できるもの(確定申告書、開業届、営業許可証、履歴事項全部証明書等の写し等)
- 令和4年7月から12月のうち連続した2ヶ月の売上台帳等の写し
- 比較のもととなる令和3年、2年、元年のうち**選択した年**の確定申告書の写し
(7月から12月のうち連続した同2ヶ月の売上が確認できるもの)
- 比較のもととなる年の経費として申告した「**水道光熱費**」が確認できるもの
個人 所得税青色申告決算書、所得税白色申告決算書(収支内訳書)
法人 決算書(損益計算書)
- 通帳の写し(申請者名義で口座番号、フリガナが確認できるもの)

②

応援金交付(不交付)決定通知、支払い

交付決定した場合は、支払予定日を通知し、応援金をお支払い致します。

■申請期限

令和5年3月31日(金)まで 郵送の場合は**当日消印**まで有効

※感染防止対策のため、申請書類は下記へ**電子申請**または**郵送**で提出をお願い致します。

電子申請 または 郵送ができない場合は、下記の臨時窓口にて持参して下さい。

≪郵送先≫

〒871-8501

中津市豊田町14番地3

中津市役所 商工・雇用政策課 あて

電子申請フォーム
(応援金) →



≪臨時窓口≫

中津市役所本庁舎 2階

商工・雇用政策課

受付時間 平日 9:00~17:00

≪問合せ先≫

TEL:(0979) 62-9044

新型コロナウイルス感染防止対策のため **電子申請** または **郵送** にご協力ください

不正が発覚した場合は、申請者の法人名、屋号、氏名等を公表する場合があります。